

第47回千葉市PTA広報コンクール実施要項

1. 趣 旨

各単位PTAの広報技術の向上と広報活動の振興発展に寄与する。

2. 応募作品

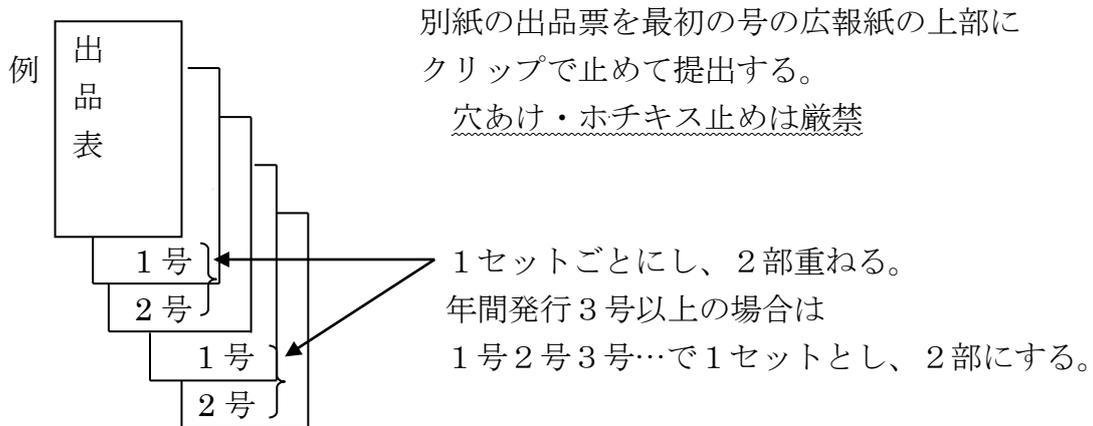
令和4年度に発行されたすべての広報紙をそれぞれ2部提出する。

3. 応募資格

年1回以上発行

- ・広報紙の提出は必須。加えて、PTA会報（PTAだより、理事会だより等）を併せて提出すれば審査の際に参考とする。
- ・デジタル媒体で発行した広報紙も対象となる。その場合、USBメモリー等に収納したデータ（1個）並びにプリントアウトしたもの（2部）を提出する。

4. 応募方法



5. 審査について

第一次審査

4月 5日（水）

審査員 専門審査員

第二次審査

4月12日（水）

審査員 専門審査員

千葉市教育委員会生涯学習振興課担当者

市P連役員・広報委員

6. 審査結果について

受賞校には文書にて通知する。(4月下旬)

令和5年度市P連総会 5月24日(水)において表彰を行い、その結果を披露するとともに「市P連ちば」やホームページ等で紹介する。

7. 表彰内容

市長賞	小・中・特別支援学校より	1点
市議会議長賞	小・中・特別支援学校より	1点
市教育長賞	小・中・特別支援学校より	1点
市P連会長賞	小・中・特別支援学校より	2点
優良賞	小・特別支援学校より	2点
	中学校より	1点
努力賞	小・特別支援学校より	2点
	中学校より	1点
企画賞	小・中・特別支援学校より	1点
写真賞	小・中・特別支援学校より	1点
レイアウト賞	小・中・特別支援学校より	1点

※ただし、若干、数を変更することもある。

8. 日本PTA全国コンクールへの出品について

市代表の優秀作品を出品する。

9. 審査基準

- ・ P T A広報紙と学校だよりとの違いが明確に区別されている。
- ・ 全体の編成・レイアウト・見出しの工夫がされ、効果的な写真等の活用が見られる。
- ・ テーマがあり、特に訴えたいことが、強調されている。
- ・ 自分たちのP T Aの課題や地域の独自性・特色が表現されている。
- ・ 会員の意識向上のための内容が盛り込まれている。
- ・ 記事について積極的で意欲的な企画・アイデアがみられる。
(あいさつ文等が中心となっていないなど)
- ・ 文章が読みやすく、語句の使い方や表現が正確である。
- ・ その他(広報紙発行に関するコストダウンなどの工夫がある等。)

10. 出品票について

- ・ 市P連ホームページから出品票の形式をダウンロードできるので、パソコンで入力して作成することもできる。